

# ご存じですか 児童扶養手当制度

**児童扶養手当とは**・・・父母の離婚などにより、父親と一緒に暮らしていない母子家庭などの生活の安定と自立を助け、お子さんの健やかな成長のために手当を支給する制度です。

**対象**... 次の条件に当てはまる児童（\*）を養育している母または、母に代わって養育している人

父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童  
父が死亡した児童（遺族年金を受けている人は、支給できません）

父が重度の障害（国民年金の障害1級程度）にある児童

父の生死が明らかでない児童

父から引き続き1年以上遺棄されている児童

父が法令により、引き続き1年以上拘禁されている児童

母が婚姻によらないで懐胎した児童

（\*）児童とは、18歳に達した日の属する年度末までの者をいいます。（児童に重度以上の障害がある場合は、20歳未満）

**条件**... 所得制限があります。（請求者本人と、同居の親族（扶養義務者）の所得で判定します。）

毎年、前年度所得によって見直しをしますので、現在限度額をオーバーしていても申請してください。

**請求できない方**... 公的年金の受給者 離婚後、同居中の男性があるなど、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合 平成15年4月1日時点で、離婚などの支給要件に該当してから5年を経過している場合 など

**請求方法**... 福祉課に必要書類を添えて申請

**必要書類**... 戸籍謄本 預金通帳 所得課税証明書（転入者のみ、1月～6月に申請する場合は前年度）

その他：事情により民生委員さんの証明など

**支払方法**... 4月・8月・12月に、前月分までを口座振り込みします。

**手当額（請求の翌月から）**（平成18年4月1日現在）

区分	全部支給	一部支給
児童1人	月額 41,720円	月額 9,850円～41,710円
児童2人	月額 46,720円	月額 14,850円～46,710円
児童3人	月額 49,720円	月額 17,850円～49,710円
児童4人以上	児童3人の額に、児童1人増えるごとに3,000円加算	

**所得制限限度額表**（平成18年度）

（単位：円）

扶養親族などの数	本 人				孤児などの養育者 配偶者・扶養義務者	
	全部支給		一部支給		収入額	所得額
	収入額	所得額	収入額	所得額		
0	920,000	190,000	3,114,000	1,920,000	3,725,000	2,360,000
1	1,300,000	570,000	3,650,000	2,300,000	4,200,000	2,740,000
2	1,717,000	950,000	4,125,000	2,680,000	4,675,000	3,120,000
3	2,271,000	1,330,000	4,600,000	3,060,000	5,150,000	3,500,000
4	2,814,000	1,710,000	5,075,000	3,440,000	5,625,000	3,880,000
5	3,357,000	2,090,000	5,550,000	3,820,000	6,100,000	4,260,000

\* 扶養親族などの数は、税法上の扶養親族の数です。

\* 支給額は、所得額で判定します。

詳しくは、福祉課障害・給付係（内線154）へどうぞ。

郁恵・井森の  
デリ×デリキッチンでおなじみ!



土岐市男女共同参画推進事業

生き生き人生応援します

料理研究家

かとうとしひこ

加藤敏彦 講演会

ちゅうぼう

「男子厨房に入ろう」

～男女一緒に、健康で長生きするための栄養学～

■と き：3月16日(金) 午後7時開演

■と ころ：セラトピア土岐3階・大会議室

詳しくは、総合政策課（内線212）へどうぞ。

入場無料

「男と女のいきいきコラム」は、今回お休みしました。